

うるま市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針



うるま市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和 5（2023）年 3 月 うるま市

目次

1 背景.....	1
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	1
(2) 国における取組	2
(3) 17の目標と地方自治体に求められる役割.....	2
(4) 沖縄県における取組	2
2 策定の目的	6
3 取組方針	6
(1) 職員への理解促進・意識浸透	6
(2) 積極的な情報発信・普及啓発活動	6
(3) 総合計画における施策への反映	6
(4) 多様な主体との連携	7
4 進行管理	7
【資料1】総合計画における施策とSDGsにおけるゴールの関連性.....	7

1 背景

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年を期限とする、貧困や飢餓の根絶・福祉の推進などの17の開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれているものです。

2015（平成27）年までを計画期間としていた開発途上国向けの開発目標「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後継として採択されたSDGsは、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。今後の地方創生においては、「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」など経済・社会・環境の統合的な施策展開による、新たな価値の創出が求められます。SDGsの理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、地方自治体だけでなく、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダー¹における一層の浸透・主流化を図ることが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



¹ ステークホルダー（Stakeholder）：企業の利害関係者のことで、株主や債権者・取引先・顧客などのことをいいます。また、地域住民・地域社会を含めている場合もあります。

(2) 国における取組

国においては、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、2016（平成28）年5月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されました。

同年12月には、「SDGs実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」ことをビジョンに掲げ、全国的に取組を進めるものとされています。

2017（平成29）年12月には、SDGs推進本部において、日本の「SDGsモデル」を世界に発信することを目指し、その方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」が決定され、以降、毎年決定されています。

推進にあたっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も越えた形で、NPO・NGO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体、地方自治体、議員、科学者コミュニティ、協同組合等、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことの重要性が示されています。

(3) 沖縄県における取組

沖縄県においては、2019年11月に知事を本部長とし、全部局長で構成する「沖縄県SDGs推進本部」が設置され、全県的なSDGsの推進にあたっての基本的な考え方や方向性等を盛り込んだ「沖縄県SDGs推進方針」が策定されました。この推進方針は、2021年2月の沖縄県SDGs推進本部において、「SDGsに関する万国津梁会議」の最終報告書で示された沖縄らしいSDGsの基本理念、12の優先課題及び推進体制を盛り込んだ内容で改訂されています。

2021年5月には、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定する「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に、沖縄県が選定されています。

2022年5月には、基本理念、12の優先課題などに対応した具体的なアクションやモニタリングの指標等を「おきなわSDGsアクションプラン」として策定しています。

(4) 17の目標と自治体が果たし得る役割

SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルな規模で国家として取り組むべきものなどが多く含まれることから、自治体においてSDGsの達成に向けた取組を推進していくためには、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に合わせて落とし込む作業が必要です。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構は、それぞれの目標に対し、自治体が果たし得る役割を「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」で次表のように整理しています。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たし得る役割
	<p>(貧困)</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>(飢餓)</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>(保健)</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
	<p>(教育)</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
	<p>(ジェンダー)</p> <p>ジェンダー平等²を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
	<p>(水・衛生)</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>

² ジェンダー平等：ジェンダー（社会的性差）にかかわらず社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状態にあること。ジェンダー平等主義、男女平等ともいいます。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たし得る役割
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>(エネルギー)</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>(経済成長と雇用)</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク³) を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>(インフラ、産業化、イノベーション)</p> <p>強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>(不平等)</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>(持続可能な都市)</p> <p>包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>

³ デーセント・ワーク (Decent Work) : 「働きがいのある人間らしい仕事」という意味の言葉で、具体的には「子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30年～35年ぐらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金などがまかなえるような労働」であるとされています。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たし得る役割
	<p>(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

2 策定の目的

2030アジェンダや国の実施指針においては、地方自治体もSDGsの達成に向けた不可欠な主体であり、パートナーであると位置付けられています。

また、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、住民の福祉の増進を図ることを基本としていることから、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方自治体においては、地域の先導役として、積極的にSDGsの達成に寄与する取組を推進する必要があります。

このことから、本市におけるSDGsの達成に向けた取組方針を定めます。

3 取組方針

(1) 職員への理解促進・意識浸透

市が率先して、SDGsの達成に向けた取組を推進するためには、職員一人ひとりがSDGsの理念や意義の理解を深め、市民や企業、団体等の先導役となる必要があります。

このため、職員に対して研修参加の呼びかけや庁内におけるSDGs関連資料の周知を行うことで、職員へSDGsの理解促進及び意識浸透を図ります。

また、総合計画の推進がSDGsの達成に向けた取組であることを認識できるよう各施策分野に対応するゴールを明確化し、職員一人ひとりが事務事業の実施に際してSDGsの理念や意義を意識できるよう周知を図ります。

(2) 積極的な情報発信・普及啓発活動

市民へSDGsの理念や意義を普及するため、ホームページや広報等で情報発信を行うとともに、各課において実施するSDGsとの関連性の高い事業やイベントの広報資料等にSDGsのアイコンを表示するなど、積極的に普及啓発に取り組みます。

(3) 総合計画における施策への反映

総合計画における施策とSDGsにおけるゴールとの関連性について、新たに計画を策定する際には、SDGsの要素を的確に反映するとともに、17のゴールとの対応を改めて可視化し、整理することで各種業務を通じた全庁的なSDGsの推進に努めます。

(4) 多様な主体との連携

各施策・事務事業を進めるにあたっては、SDGsの達成に向けた取組と官民連携の推進を図るために加盟している「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」や「おきなわSDGsプラットフォーム」の活用をはじめとして、市民や地域の団体、企業、大学、他の行政機関などの多様な主体（ステークホルダー）と連携して取組を進めていきます。

また、高い専門性を有する民間事業者と連携し、そのノウハウを活用した市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしくみ等を構築する取組を推進していきます。

4 進行管理

令和4年度に策定した市の最上位計画である第2次うるま市総合計画【後期基本計画】（2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）において、推進することとしている施策とSDGsにおけるゴールとの関連性【資料1】を整理しました。

この2つの関連性は非常に高いことから、SDGsの達成に向けた取組については、総合計画に位置付けた各種施策に基づいた事務事業を実施していくことをもって推進を図ることとします。

また、SDGsの進捗や達成状況の評価についても、うるま市総合計画策定評価委員会にて総合計画の各施策分野の進捗を評価することをもって行うこととし、総合計画の推進とSDGsの達成を総合的・一体的に行っていきます。

【資料1】総合計画における施策とSDGsにおけるゴールの関連性

も属するものと整理します。

SDGs 17の目標	基本目標 1					基本目標 2					基本目標 3					基本目標 4					基本目標 5					基本目標 6					横断施策…島しょ地域の振興									
	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5		5.6	5.7	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7
1. 貧困をなくそう	1								1																															
2. 飢餓をゼロに													2					2																				2		
3. すべての人に健康と福祉を			3	3	3	3																						3										3		
4. 質の高い教育をみんなに		4						4	4	4																		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
5. ジェンダー平等を実現しよう																																					5			
6. 安全な水とトイレを世界中に																							6	6													6			
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに																									7															
8. 働きがいも経済成長も								8	8		8	8	8	8	8																						8			
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう													9					9	9	9																	9			
10. 人や国の不平等をなくそう				10						10																											10			
11. 住み続けられるまちづくりを			11	11	11			11	11	11								11	11	11								11										11		
12. つくる責任 つかう責任												12	12		12																						12			
13. 気候変動に具体的な対策を																			13																		13			
14. 海の豊かさを守ろう																									14												14			
15. 陸の豊かさを守ろう																																					15			
16. 平和と公正をすべての人に																																								
17. パートナリシップで目標を達成しよう	17	17	17			17			17									17										16	16								17			

うるま市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針

うるま市役所 企画部 企画政策課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL: 098-973-5005 FAX: 098-979-7340